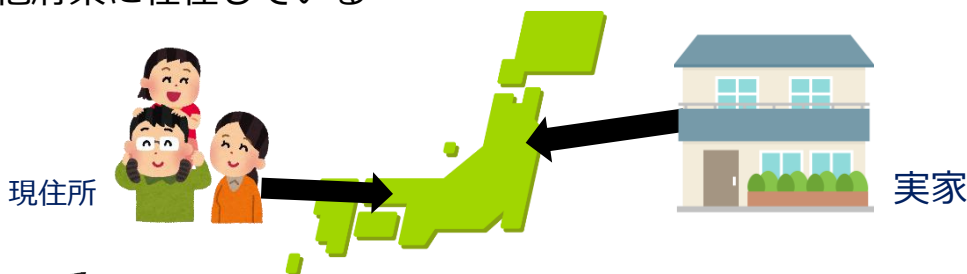




### 遠方の不動産についての相続登記

両親が亡くなったので実家を親から自分達へ名義変更したいが自分達は他府県に在住している



疑問



実家の管轄の法務局に行く必要があるの？

実家の地元の司法書士に依頼する必要があるの？

**管轄の法務局に行く必要も、  
地元の司法書士に依頼する必要もありません！**

登記申請は郵送でも行うことができ、  
司法書士が代理する場合は  
更にインターネットでも行うことができるからです。



ご自身で相続登記することが難しい場合は、  
お近くの信頼のおける司法書士にご依頼されることをお勧めします！



遠方の司法書士に会いに行く手間や、  
司法書士の出張費用もかかりませんので安心ですね。

登記については、私たちF&Partnersにお任せください！

今週の  
お客様の声

相談しようか迷っている人へ

横須賀市 たかなし様

なにから手をつけたらいいのか不安でした。自分一人で出来るか不安でした  
手金など締め切り期限がある物は書類を集める為、気持ちのよい対応をしてくださ

京都事務所  
京都市中京区七観音町623番地  
第11長谷ビル5階  
TEL 0120-256-113

F&Partners 司法書士法人

無料相談 実施中です。  
まずは、お気軽にお電話を！

